ハ　適用する期間
平成21年７月４日から平成23年６月19日までとする。
⑪　乗合型自動車回数券割引
イ　割引をする自動車
当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために本道路を通行する別添１－２ヌに定める乗合型自動車。
ロ　割引率
割引率は30パーセントとする。
ハ　適用する期間
中日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。
⑫　割引相互の適用関係
イ　①から⑩に定める割引相互間の重複適用関係は別添８のとおりとする。
ロ　別添８において重複適用無しと定めた割引のうち２以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。
⑬　企画割引
本道路の料金について、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。
イ　割引をする自動車
個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。
ロ　割引率
個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。
ハ　実施する期間
実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。
ニ　適用区間
個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。
ホ　事前の届出
個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に当社から国土交通省に届け出るものとする。
４）一般国道158号（安房峠道路）
①　回数券割引
イ　割引をする自動車
回数券により本道路を通行する全自動車。
ロ　割引率
20パーセント以下とする。
ハ　その他
回数券割引の取り扱いについては、ＥＴＣの普及状況を勘案し、見直しを行う。
②　乗合型自動車回数券割引
イ　割引をする自動車
回数券により本道路を通行する別表ルに定める乗合型自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）の定めに基づき乗合旅客の運送を行うもの。
ロ　割引率
30パーセントとする。
③　企画割引
本道路の料金について、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。
イ　割引をする自動車
個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。
ロ　割引率
個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。
ハ　実施する期間
実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。
ニ　適用区間
個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。
ホ　事前の届出
個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に当社から国土交通省に届け出るものとする。
④　ＥＴＣ特別割引
イ　割引をする自動車
ＥＴＣ車。
ロ　割引率
割引率は30パーセントとする。
割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。
ハ　適用する期間
平成22年４月１日から平成30年３月31日まで。
⑤　深夜割引
イ　割引をする自動車
午前０時から午前４時までの間に通行する全自動車のうち、ＥＴＣ車。
ロ　割引率
割引率は30パーセントとする。
割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。
ハ　適用する期間
平成22年４月１日から平成30年３月31日まで。
⑥　通勤割引
イ　割引をする自動車
午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間に料金所を通行する全自動車のうち、ＥＴＣ車。
この場合、上記の自動車が本割引（東日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が適用する通勤割引を含む。）の適用を１回受けた後、同時間帯に料金所を再度通行する場合を除く。
ただし、東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジ又は中央自動車道長野線の松本インターチェンジと本道路を続けて通行する場合については、本割引の適用を１回の適用とみなす。
ロ　割引率
割引率は50パーセントとする。
割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。
ハ　適用する期間
平成22年４月１日から平成30年３月31日まで。
⑦　平日夜間割引(I)
イ　割引をする自動車
休日以外の日の午後10時から翌午前０時までの間に通行する全自動車のうち、ＥＴＣ車。